

住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱細目

第 1 趣旨

この細目は、住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱（以下「要綱」という。）第 14 の 1 の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この細目において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、要綱において使用する用語の例による。

第 3 申出の方法（要綱第 5、第 6、第 10、第 12 関係）

請求人等又は関係機関が監査委員に対し、以下に掲げる事項の申出を行うときは、監査委員の指定する期日までに書面において理由を示して行う。

- (1) 要綱第 5 に定める陳述者の人数の増員の申出
- (2) 要綱第 6 に定める陳述時間の延長の申出
- (3) 要綱第 10 (2) に定める立会いを望まない旨の申出
- (4) 要綱第 12 (2) に定める傍聴されることを望まない旨の申出

第 4 傍聴（要綱第 12 関係）

要綱第 12 に基づき、監査委員が陳述の傍聴を認めた場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 傍聴人の定員等

- (1) 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10 名とする。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、定員を増減することができる。
- (2) 傍聴の受付は、陳述日に先着順により行うものとする。
- (3) 傍聴人のうち、報道関係者は報道機関受付簿（別記第 1 号様式）に報道機関名及び記者氏名等を、その他の者は傍聴人名簿（別記第 2 号様式）に氏名を記載する。

2 傍聴の禁止

次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア 酒気を帯びている者

イ 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

ウ プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不相当であると認められる物品を携帯している者

- エ はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者
- オ その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

3 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、静粛を旨として、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ア 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- イ 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- ウ 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- エ 喫煙又は飲食をしないこと。
- オ 陳述会場内における撮影及び録音は、監査委員の許可を得なければ行うことができない。
- カ 監査委員又は監査事務局職員の指示に反する行為をしないこと。
- キ その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

4 傍聴人に対する退場措置

監査委員は、傍聴人が3に定める事項に違反したとき又は陳述の状況から傍聴を認めることが適当でないと認めたときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

第5 撮影及び録音の許可手続等（要綱第13関係）

要綱第13の2に基づき、撮影及び録音を行う者が監査委員の許可を求める場合の手続等は、次のとおりとする。

- 1 陳述会場内において撮影及び録音を行う者は、撮影・録音許可申請書兼許可書（別記第3号様式）により監査委員の許可を得るものとする。
- 2 撮影の許可を受けた者は、以下の事項を守らなければならない。
 - (1) 撮影は、陳述の開始前に限ること。
 - (2) 撮影場所は、会場内の監査委員が許可した地点とする。
 - (3) 撮影対象は、会議室内の様子とし、撮影されることを希望せず退室した者を除く。
 - (4) 利用は、事前に許可した目的に限定し、請求人及び監査対象局職員等の名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害その他法令に反する目的に利用しないこと。
 - (5) 監査委員及び監査事務局職員の指示に従うこと。
- 3 録音の許可を受けた者は、2の(4)及び(5)を守らなければならない。

附 則（令和8年8監総第83号）

- 1 この細目は、令和8年5月7日から施行する。
- 2 住民監査請求に基づく監査における陳述の傍聴に関する実施要綱（平成23年11月1日監査委員決定）は廃止する。

報道機関受付簿

件名	
日時	年 月 日（ ）午前 時 分から
場所	

番号	報道機関名	記者氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

傍 聴 人 名 簿

陳 述 件 名	
------------	--

年 月 日
時 分から

番 号	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

撮影・録音許可申請書兼許可書

申請者	氏名 住所 電話 ()
所属等	団体名 住所 電話 ()
件名	
目的	
使用機材	カメラ（静止） / ビデオカメラ（動画） / その他 ()
許可条件 （撮影）	1 撮影時間 陳述開始前の監査委員の指示する時間 2 撮影場所 会議室内の監査委員が許可した地点 3 撮影方向 2の地点から監査委員の方向に限る。 4 撮影対象 3に従い撮影する場合の会議室内の様子とする。ただし、撮影されることを希望せず退室した者は除く。 5 利 用 請求人及び監査対象局職員等の名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害その他法令に違反する目的に利用しないこと。 6 そ の 他 監査委員又は監査事務局職員の指示に従うこと。 上記目的の利用に限ること。
許可条件 （録音）	1 利 用 請求人及び監査対象局職員等の名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害その他法令に違反する目的に利用しないこと。 2 そ の 他 監査委員又は監査事務局職員の指示に従うこと。 上記目的の利用に限ること。

以上により、東京都監査委員が実施する陳述における撮影・録音を許可されるよう申請します。
 なお、上記内容に偽りがあり、また、許可条件に反する場合、即座に、撮影・録音許可を取り下げられ、退室することに異議ありません。

年 月 日

氏名

東京都監査委員 殿

上記条件の下、撮影・録音を許可する。

年 月 日

東京都監査委員